增稅案に關して
現內閣に誨ゆる聲明書

國民は政府增稅の聲に脅へ財界既に異狀を呈し來りたる所以のものは僅々三四千萬圓の增稅金に脅へたるに非ず政府者が取るべからざるものを取り取るべきものを取り得ざる無知無能なる行爲に恐怖し國家の前途を悲觀したるより財界早くも恐慌の兆を示すに至りたるものなり。

然らば何を以て取る可からざるものとするか、我が工業界は政黨內閣の爲に軍備の上に大斧鉞を加へられ造船、兵器、製鐵等悉く悲運の極に陷り從つて石炭海運等有ゆる方面に甚大の影響を及ぼし十數年間辛ふじて其の命脈を維持せるに過ぎざりしなり偶ま滿洲事變勃發し國際聯盟を脫退するに及び國民の決心牢乎として國防の充實を計りたる爲め此に工業の再興を見るに至り財界漸く蘇生し來りたるも未だ三年ならずして十數年間被れる所の損失を償ふに足らざるや明かなり今ま之等の利得に對し課稅せんとするは取る可からざるものを取るなり況んや利得稅等增徵の餘地なきものに於てをや。

吾が黨は曩に愼重研究の結果一億七千餘萬圓の財源を案出し之を以て國債償却の資金となし國家財政の基礎を鞏固ならしめ國防の急務を完成せしめんと欲し竊に某大臣に進言する所ありたり然るに今回政府の增稅案を見るに及び吾が黨の期待に反して何等進言に傾聽を拂はず徒らに不合理不徹底なる增稅案を立て國家を誤らんとするものあるにより默視するに忍びず茲に吾黨の立案を公表し其の實行を期せんとするものなり。

昭和九年十一月八日

大日本生產黨

限定酒造專賣法並ニ增稅案

本案ハ限定酒造專賣法ヲ設ケ限外酒類ニ對シテハ現課稅額ノ倍額ヲ增徵シ約壹億七千七百萬圓ノ增收入ヲ得之ヲ以テ國家財源ノ捻出ニ充當セントスルモノナリ

限定酒造專賣トスベキモノハ勞働大衆ノ飲用ニ屬スルモノニシテ之等ノ酒類ニ對シ增稅スル時ハ保健衞生上甚ダシキ害毒ヲ生ズルヲ以テ之レ等ノ飲用酒ヲ國營トナシ其ノ國營トスベキモノハ理研酒ヲ用ヰテ專賣スルニ於テハ現在壹圓八拾錢ニ賣レル理研酒ヲ壹圓ニ低下シテ販賣スルモ尙ホ收益スル所少々ナラザルモノアリ增稅スベキ酒類ハ米穀ヲ原料トセル精酒、洋酒、麥酒、其他限定以外ノ酒ニシテ之等ノ酒類ハ國營酒廉價ノ影響ヲ受ケ需用減少スルハ當然ノ事ナルヲ以テ釀造ノ減石量ニ對シ國家ハ補償法ヲ制定シ公債ヲ發行シテ酒造家ニ補償スベキナリ

酒造家ノ減石量ヲ百萬石ト假定シ現在酒造ノ利益ハ一石五十圓ナリト見積リ其ノ利益五ケ年分ヲ四分利公債ヲ以テ一時ニ交附スルコトヽシ具體的方法トシテ國家ハ酒造家ガ最近三ケ年間ノ平均一ケ年釀造高ニ對シ二割五分ノ生產制限ヲ命ジ其ノ補償トシテ二億五千萬圓ノ公債ヲ交付スルナリ國營專賣酒及ビ增稅酒ニヨツテ收得セラルヽ初年度增收入豫算ハ左ノ如シ

國營酒

原價（營業費ヲ含ム）	石	參拾圓
賣價（一升壹圓）	石	百圓
利益	石	七拾圓
收入（百五十萬石トシテ）		壹億五百萬圓

增稅酒

增稅（平均石四拾圓トシテ）		壹億六千萬圓
舊稅（四百萬石平均石四拾圓）		貳億四千萬圓
新稅（三百萬石平均石八拾圓）		八千萬圓
差引收入增加		
麥酒其ノ他ノ稅額ヲ倍額トス		
收入增加		千貳百萬圓
總收入增加額		壹億九千七百萬圓
補償公債返濟法		
公債額		二億五千萬圓
利息年四分		壹千萬圓
償却二十五年		壹千萬圓
支出計		貳千萬圓